

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十五号

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第八項を削り、同条第九項中「第六条第一項第九号」を「第六条第一項第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第八号を削り、同項第九号中「第六条第一項第九号」を「第六条第一項第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第六条第一項第十号」を「第六条第一項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同項を同条第九項とする。

第十二条の表第八号の作業の項中「（警察官以外の職員にあつては、二百五十円）」を削る。

第十二条の十九第一項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。